

第5期軽米町障がい福祉計画
第1期軽米町障がい児福祉計画

(平成30年度～平成32年度)

平成30年3月

軽米町

目 次

第1章	軽米町障がい福祉計画の策定にあたって	1
1	計画策定の趣旨	1
2	障がい福祉計画の基本理念	1
3	障がい福祉サービスの提供体制の確保に 関する基本的考え方	2
4	相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方	2
5	障がい児支援の提供体制の確保に対する基本的考え方	3
6	計画の期間	3
第2章	障がい者等の現状	4
1	人口の推移	4
2	身体障がい者の現状	4
3	知的障がい者の現状	5
4	精神障がい者の現状	6
5	難病患者の現状	6
第3章	平成32年度までの目標値の設定	7
1	第5期障がい福祉計画の成果目標	7
(1)	施設入所者の地域生活への移行	7
(2)	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム	8
(3)	地域生活支援拠点等の整備	8
(4)	福祉施設から一般就労への移行等	8
2	第1期障がい児福祉計画の成果目標	10
第4章	障がい福祉サービス等の見込み	11
1	障がい福祉サービスにおける見込み量算出の基本的な考え方	11
2	訪問系サービス	11
3	日中活動系サービス	12
4	居住系サービス	15
5	相談支援	16
6	障がい児通所支援等	17
第5章	地域生活支援事業の見込み量及び確保方策	19
1	実施する事業の内容	19
2	地域生活支援事業の見込み量及び確保のための方策	20
第6章	計画の推進体制	24
1	庁内の推進体制	24
2	関係機関等との連携	24
3	計画の進行管理	24

第1章 軽米町障がい福祉計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

障がいのある人の福祉サービスは、平成18年に障害者自立支援法が施行され、障がいの種別に関わらず、必要とするサービスを利用するための仕組みが一元化されました。平成25年度から障害者自立支援法が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（「障害者総合支援法」）と改正され、障がい者の範囲の拡大、障がい者に対する支援の拡充が行われました。

第5期障がい福祉計画の策定にあたっては、障害者総合支援法の一部改正により、平成30年4月に施行され、自立生活援助や就労定着支援など新たなサービスの創設や高齢障がい者の介護保険サービスの円滑な利用の促進などの制度改正が行われます。

また、第1期障がい児福祉計画の策定にあたっては、児童福祉法の一部改正により、地域支援体制の構築、保育・教育・就労等の関係機関と連携した支援、地域社会への参加の推進、特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備、障がい児相談支援の提供体制の確保などについて策定することとなりました。

第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画は、障害者総合支援法第88条第1項に規定する「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20に規定する「市町村障害児福祉計画」として策定するもので、本町において3年間で1期とした各年度における障がい福祉サービス及び障がい児福祉サービスに必要な見込み量を算出し、その見込み量を確保するための方策を定める計画です。

第4期計画が平成29年度に終了することから、進捗状況やサービス利用者の実態、法制度改正の動向を踏まえつつ、第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画期間である平成30年度～32年度までの目標等を明らかにしながら、達成に向けた取り組みを計画的に推進するため策定するものです。

2 障がい福祉計画の基本理念

第5期障がい福祉計画の策定にあたり、障がいの有無にかかわらず、個人として尊重されるよう、障がい者の自立と社会参加を目指し、国が示す次の5つを基本理念とします。

(1) 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障がい者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がい者等が必要とする障がい福祉サービス及び相談支援並びに地域生活支援事業の提供体制の整備を進めます。

- (2) 障がい種別にとられないサービスの実施
障がい種別ごとのサービスを一元化するとともに、地域間での格差のないサービスの提供を目指します。
- (3) 地域生活移行や地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
障がい者の地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援に対応したサービス提供体制を整え、障がい者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備に努めます。
- (4) 地域共生社会の実現に向けた取組
地域のあらゆる住民が、地域・暮らし・生きがいをともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、柔軟にサービスを提供できる仕組みづくりや、包括的な支援体制の構築に向けた取組を計画的に推進します。
- (5) 障がい児のすこやかな育成のための発達支援
障がいの早期発見と早期療育に取り組み、ライフステージに応じた切れ目のない支援を提供するため、保健・医療・福祉・保育・教育・就労支援等の関係機関と連携を図っていきます。

3 障がい福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方

- (1) 訪問系サービスの提供
訪問系サービスについては、サービス提供事業者の把握や支援を行いながらサービス量の確保に努めます。
- (2) 日中活動系サービスの提供
日中活動サービスについては、希望する日中活動サービスの提供に努めます。
- (3) グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備
地域移行支援及び地域定着支援、自立訓練等の推進により入所等から地域生活への移行を進めます。本町には、グループホーム等の施設がない状況であり、公営住宅や遊休施設の活用について検討しながら整備を促進します。
地域生活拠点等の整備については、町単独での整備は困難であり、二戸圏域での整備を検討します。
- (4) 福祉施設から一般就労への移行の推進
就労移行支援事業等の推進により、福祉施設から一般就労への移行を進めます。

4 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

障がいのある人が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むためには、障がい福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支え、各種ニーズに対応する相談支援体制の構築が重要です。障がい福祉サービスの利用に当たって作成されるサービス等利用計画については、支給決定に先立ち必ず作成されるような体制作りに努めます。

また、基幹相談支援センターを有効に活用し、特定相談支援事業所の充実を図ります。

さらに、障がい者施設等から地域生活への移行を図るため、地域移行支援に係るサービスの提供を行い、地域で継続した生活ができるよう地域定着支援に係るサービスの提供を行います。

5 障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

これまで、障がい児支援については、児童福祉法に基づくサービスとして支給してきましたが、子ども・子育て支援事業計画等との整合性を図り、障がい福祉計画に定めます。

居宅介護や短期入所等の障がい福祉サービス、児童福祉法に基づく障がい児支援（障がい児通所支援及び障がい児入所支援）等の専門的な支援の確保及び共生社会の形成促進の観点から、教育、保育等の関係機関とも連携を図った上で、障がいのある児童及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ります。

6 計画の期間

この計画は、平成 30 年度から平成 32 年度までの 3 年間を計画期間とし、第 4 期計画の実績を分析・評価し課題を整理した中で策定しました。

第 1 期計画期間	平成 18 年度から平成 20 年度まで
第 2 期計画期間	平成 21 年度から平成 23 年度まで
第 3 期計画期間	平成 24 年度から平成 26 年度まで
第 4 期計画期間	平成 27 年度から平成 29 年度まで
第 5 期計画期間	平成 30 年度から平成 32 年度まで

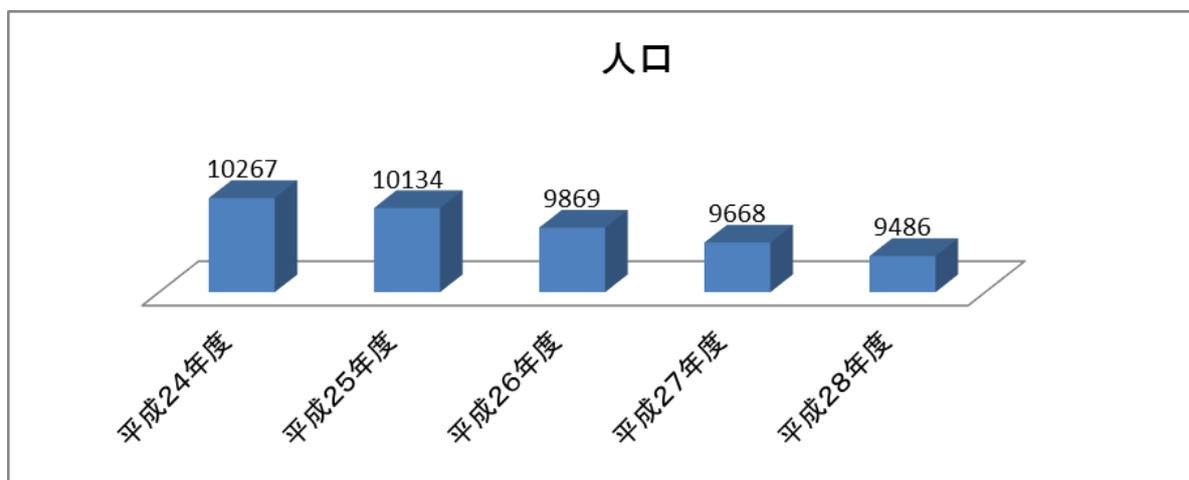
第2章 障がい者等の現状

1 人口の推移

本町の平成29年3月31日現在の口は9,486人となっています。

人口は長期的に減少傾向で推移しており、平成24年から平成28年まで781人、1年当たり156人の減少となっています。

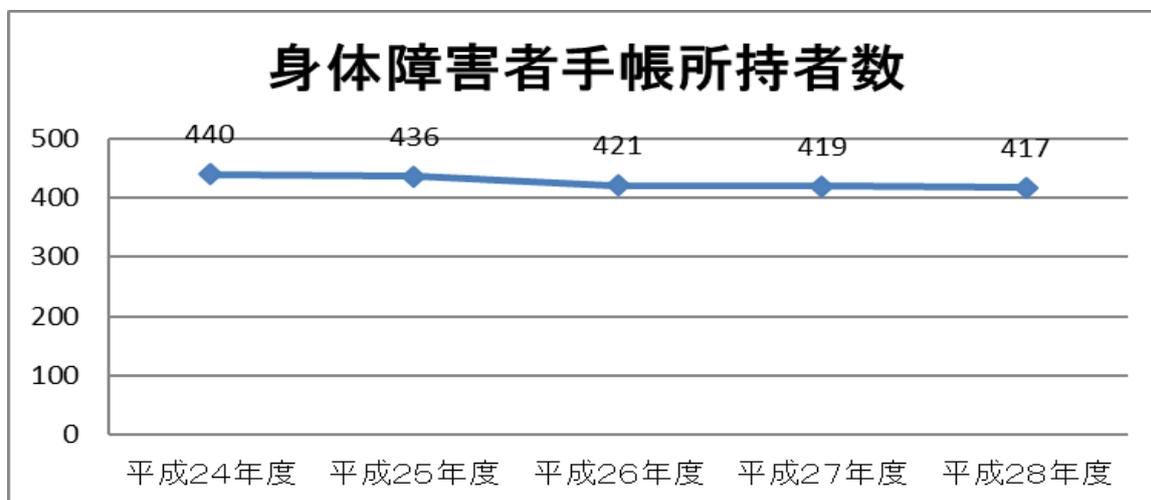
(各年3月31日現在)

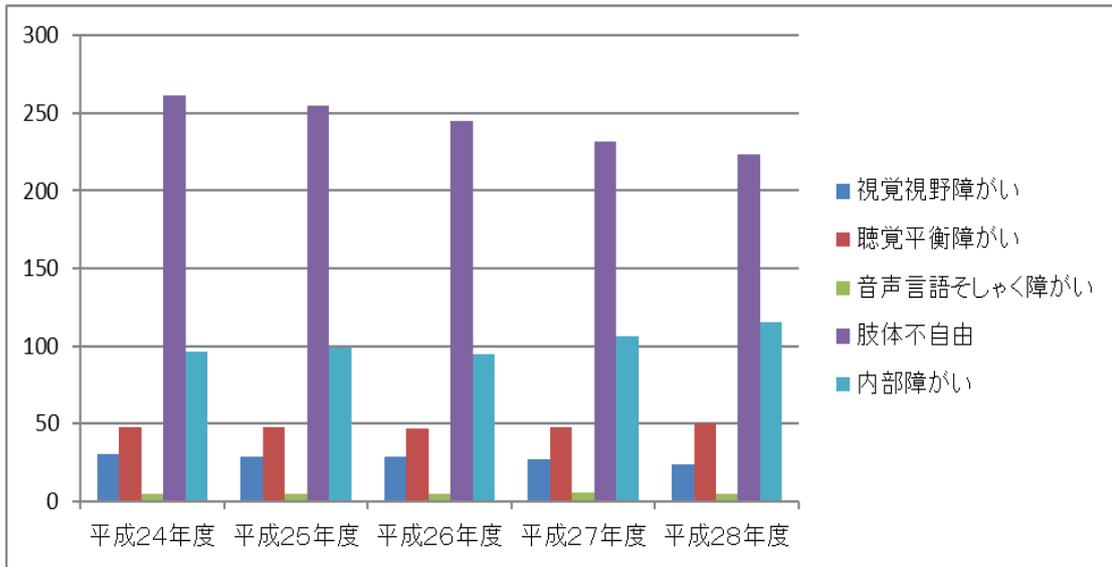


2 身体障がい者の現状

平成29年3月31日現在、本町の身体障害者手帳交付者数は417名となっています。身体障害者手帳交付者数は平成24年度の状況と比較すると、5.2%の減となっております。障がい種別では、肢体不自由が全体の半数を占めており、ついで内部障がい約28%、聴覚平衡機能障がい約12%となっています。

(各年3月31日現在)

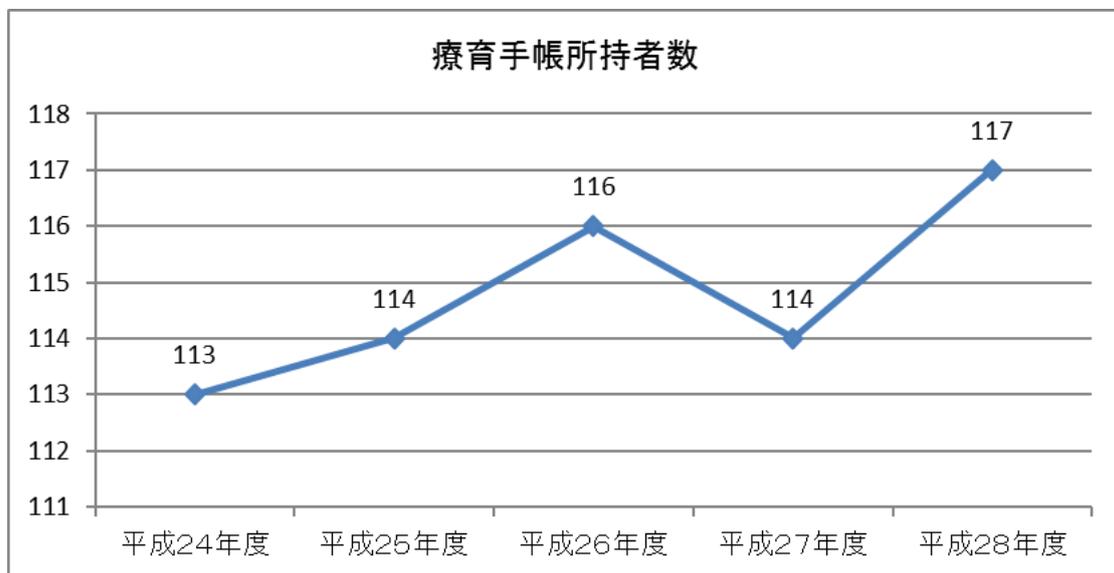




3 知的障がい者の現状

平成 29 年 3 月 31 日現在の本町の療育手帳交付者数は 117 名となっています。手帳所持者の死亡や転出により療育手帳交付者数は一時減少しましたが、その後も増加傾向にあります。等級別では、重度（A 判定）が 29.0%、中度（B 判定）が 70.9%となっています。

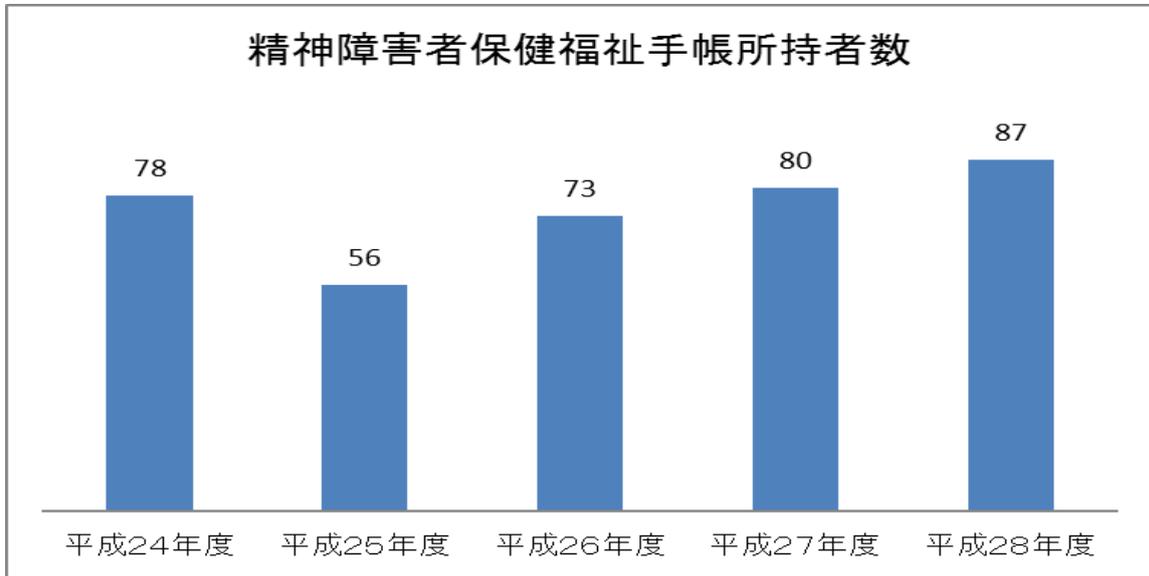
（各年 3 月 31 日現在）



4 精神障がい者の現状

平成 29 年 3 月 31 日現在、本町の精神保健福祉手帳交付者数は 87 人です。平成 26 年度以降増加傾向にあります。

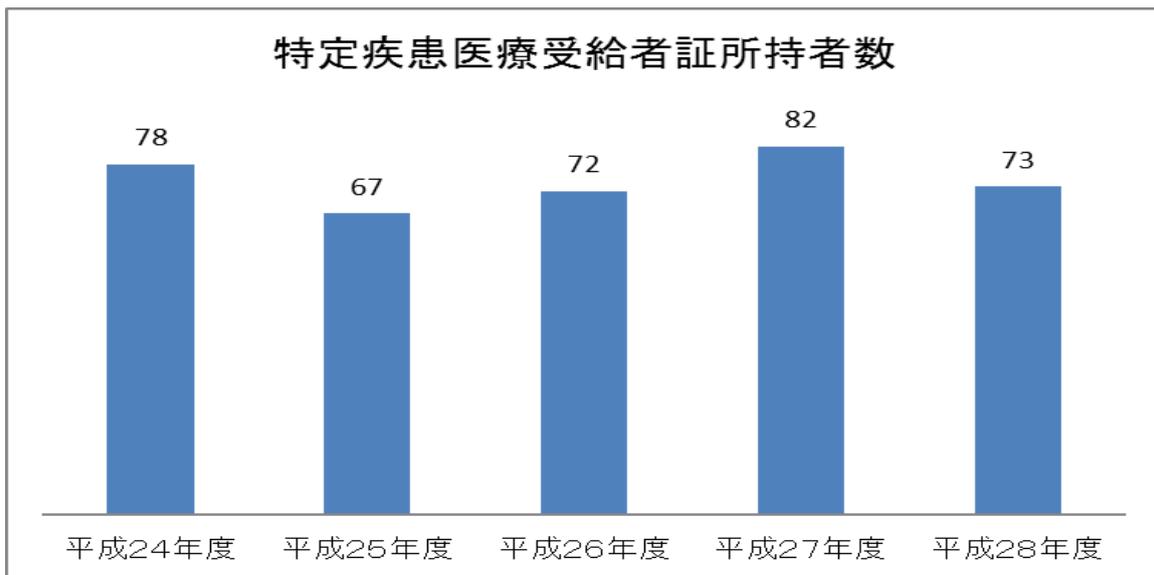
(各年 3 月 31 日現在)



5 難病患者の現状

平成 28 年度の本町の特定疾患医療受給者証所持者数は 73 人であり、平成 25 年から増加傾向にありましたが、対象者の死亡などにより減少となっています。

(各年 3 月 31 日現在)



第3章 平成32年度までの目標値の設定

障がいのある人の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった新たな課題に対応するため、平成32年度を目標年度として、次のとおり数値目標を設定します。

1 第5期障がい福祉計画の成果目標

(1) 施設入所者の地域生活への移行

- 平成28年度末時点における施設入所者の9%以上を平成32年度末までに地域生活へ移行する。
- 平成28年度末の施設入所者を平成32年度末までに2%以上削減する。
(国の基本指針)

項目	数値	備考
平成28年度末の施設入所者数	30人	平成28年度末時点の施設入所者数
目標年度入所者数	29人	平成32年度末の施設入所者の見込
【目標値】 削減見込数	1人	平成32年度末時点での削減見込数
【目標値】 地域生活移行者数	3人	平成28年度末の施設入所者のうち、平成32年度末までに地域移行する者の数

《参考》第4期計画の目標値と実績

項目	数値	実績	備考
平成25年度末の施設入所者数(A)	28人	30人	平成25年度末時点における入所施設の利用人員
平成29年度末の施設入所者数(B)	26人	30人	平成29年度末時点における入所施設の利用人員
【目標値】 削減見込(A-B)	2人	0人	平成25年度末時点から平成29年度末時点の施設入所者削減数(4%以上)
【目標値】 地域生活移行者数	4人	0人	平成25年度末時点の施設入所者数の12%以上が地域生活へ移行

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

- 平成 32 年度末までに、すべての市町村ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することを基本とする。(複数市町村による共同設置でも可)
(国の基本指針)

二戸地域自立支援協議会等の検討の場を活用しながら、平成 32 年度末までに圏域で協議の場を設置に努める。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

- 平成 32 年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも 1 つを整備することを基本とする。
(国の基本方針)

二戸地域自立支援協議会等の検討の場を活用しながら、平成 32 年度末までに圏域で 1 か所整備する。

※ 地域生活拠点等の整備については、二戸地域自立支援協議会行政担当者部会やワーキングチームを設置して協議をしています。二戸圏域では、面的整備として、障がい者の地域生活を支援する体制づくりについて、平成 32 年度末までに拠点を整備することを目指します。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

- 平成 32 年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を平成 28 年度実績の 1.5 倍以上にする。
- 平成 32 年度末における就労移行支援事業の利用者数を平成 28 年度実績から 2 割以上増加する。
- 就労移行率が 3 割以上の事業所を、平成 32 年度末までに全体の 5 割以上とする。
- 就労定着支援事業による支援を開始した時点から 1 年後の職場定着率を 8 割以上とすることを基本とする。
(国の基本指針)

福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業などを通じて、平成 29 年度中に一般就労に移行する障がいのある人の数値目標を設定します。

本町においては、平成 28 年度において福祉施設から一般就労へ移行した実績はありませんが、目標値として 1 人を見込みます。また、平成 28 年 3 月 31 日における就労移行支援事業利用者は 1 名おり、目標値として就労移行支援事業利用者 2 人を見込みます。

項 目	数 値	備 考
一般就労移行者数	0 人	平成 28 年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】平成 32 年度の一般就労移行者数	1 人	平成 32 年度までに福祉施設を退所し、一般就労する者の数 (平成 28 年度実績の 1.5 倍)
平成 28 年度末の就労移行支援事業利用者数	1 人	平成 28 年度における就労移行支援事業利用者数
【目標値】就労移行支援事業利用者数	2 人	平成 32 年度末における就労移行支援事業利用者数(平成 28 年度利用者数の 2 割以上)
【目標値】就労定着支援による支援開始 1 年後の職場定着率	80%	平成 31、32 年度における職場定着率(支援開始後の定着率 8 割以上)

《第 4 期計画の目標値と実績》

項 目	数 値	実 績	備 考
平成 24 年度の一般就労移行者数	0 人	0 人	平成 24 年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】平成 29 年度の一般就労移行者数	1 人	0 人	平成 29 年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の見込み数
平成 25 年度末の就労移行支援事業の利用者数	0 人	0 人	平成 25 年度末時点における就労移行支援事業の利用者数
【目標値】平成 29 年度末の就労移行支援事業利用者数	1 人	0 人	平成 29 年度末時点における就労移行支援事業の利用者数(平成 25 年度末時点の利用者の 6 割以上の増加)

2 第1期障がい児福祉計画の成果目標

(1) 障がい児支援の提供体制の整備等

①児童発達支援センターの設置

- 平成32年度末までに児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。※圏域での設置も可。

(国の基本方針)

二戸地域自立支援協議会等の検討の場を活用しながら、平成32年度末までに圏域で1か所設置することを目標とする。

②保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

- 平成32年度末までに全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。

(国の基本方針)

二戸圏域で、すでに3つの事業所が実施済みである。

③重度心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

- 平成32年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。※圏域での確保も可。

(国の基本方針)

二戸地域自立支援協議会と連携を図りながら、二戸圏域内のサービス提供事業所へ働きかけ、平成32年度末までに圏域で一か所確保することを目標とする。

④医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

- 平成30年度末までに、各圏域及び各市町村において、保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本とする。

(国の基本指針)

二戸地域自立支援協議会等の検討の場を活用しながら、平成30年度末までに協議の場を設置することを目標とする。

第4章 障がい福祉サービス及び相談支援の見込み量及び確保方策

1 障がい福祉サービスにおける見込み量算出の基本的な考え方

サービス見込み量の算定にあたっては、第4期計画における利用実績等の分析、利用意向、サービス移行希望等を勘案しつつ、地域の実情を踏まえて次の事項を基本として設定することとします。

- ① 本町が援護の実施者となる入所者や、本町の精神科病院入院患者で地域移行を希望している者が移行するために必要となるサービス量を、年度毎、サービス毎に上乗せします。
- ② 特別支援学校卒業に伴うサービス利用は、今後の特別支援学校卒業者の状況を踏まえながら、これまでのサービス利用状況から勘案して上乗せします。
- ③ その他今後見込まれるサービスの増減や、新たに提供されるサービスについては、これまでの利用状況や地域の実情から勘案し設定します。

2 訪問系サービス

(1) 必要な量の見込み

《第4期計画の見込み量と実績(月間量)》

サービス名		27年度		28年度		29年度	
		見込	実績	見込	実績	見込	実績 (見込)
居宅介護・重度 訪問介護・同行 援護・行動援 護・重度障害者 等包括支援	利用者数	11	9	12	9	13	8
	必要量 (時間)	75	62	80	64	90	58

※実績は各年度の平均

《第5期計画の見込み量(月間量)》

サービス名		30年度	31年度	32年度
		見込	見込	見込
居宅介護・重度訪問介護・ 同行援護・行動援護・重度 障害者等包括支援	利用者数	10	10	10
	必要量 (時間)	75	75	75

(2) 見込み量確保のための方策

地域移行を進めるなかで、居宅介護をはじめとした訪問系サービスの需要は増加するものと思われ、今後は、ヘルパーの確保・養成に努めるとともに、既存のサービス提供事業者のほか、介護保険事業者等の参入を促進しながらサービスの確保に努めます。

【参考：訪問系サービス】

- * 居宅介護：ヘルパーが家を訪問し、食事・入浴・排泄等の支援を行います。
- * 重度訪問介護：身体に重度の障がいがある人で常に介護を必要とする人に、ヘルパーが家を訪問して、食事・入浴・排泄・外出時の移動支援などを総合的に行います。
- * 同行援護：視覚障がい者で移動に著しい困難を有する人に、移動時や外出先において必要な視覚的情報の支援、移動の支援等を行います。
- * 行動援護：自己判断力が制限されている人に、行動するときを生じる危険を回避するために必要な支援や、外出時の移動支援などを行います。
- * 重度障害者等包括支援：介護の必要性が非常に高い人に、居宅介護をはじめとする複数のサービスを包括的に行います。

3 日中活動系サービス

(1) 必要な量の見込み

第4期計画の見込み量と実績値について、自立訓練（機能訓練）を除き、おおむね計画どおり進んでいます。

第5期計画では、下記のとおり必要量を見込みます。

- 入所者・入院者の地域移行により見込まれる量 ⇒ 生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A・B型）
- 特別支援学校卒業生でサービス利用が見込まれる量 ⇒ 生活介護、就労移行支援、就労継続支援（B型）
- 新規にサービス利用が見込まれる量 ⇒ 生活介護、就労移行支援、就労継続支援（A・B型）

《第4期計画の見込み量と実績(月間量)》

サービス名		27年度		28年度		29年度	
		見込	実績	見込	実績	見込	実績 (見込)
生活介護	利用者数	51	57	52	60	53	66
	必要量(日)	955	917	972	1,034	990	1,060
自立訓練(機能訓練)	利用者数	1	0	1	0	1	0
	必要量(日)	23	0	23	0	23	0
自立訓練(生活訓練)	利用者数	2	1	2	1	2	1
	必要量(日)	36	22	36	4	36	21
就労移行支援	利用者数	1	2	1	1	1	0
	必要量(日)	23	23	23	25	23	0
就労継続支援(A型)	利用者数	2	4	2	5	3	5
	必要量(日)	46	77	46	88	69	88
就労継続支援(B型)	利用者数	37	40	39	35	42	35
	必要量(日)	670	649	710	630	760	621
療養介護	利用者数	4	4	4	4	4	4
短期入所	利用者数	7	9	7	8	7	9
	必要量(日)	50	59	50	52	50	82

※実績は各年度の平均

《第5期計画の見込み量(月間量)》

サービス名		30年度	31年度	32年度
生活介護	利用者数	66	67	68
	必要量(日)	1,060	1,075	1,090
自立訓練(機能訓練)	利用者数	1	1	1
	必要量(日)	23	23	23
自立訓練(生活訓練)	利用者数	2	2	2
	必要量(日)	36	36	36

就労移行支援	利用者数	1	1	2
	必要量(日)	23	23	46
就労継続支援(A型)	利用者数	5	5	5
	必要量(日)	88	88	88
就労継続支援(B型)	利用者数	38	41	43
	必要量(日)	670	710	760
就労定着支援(新規)	利用者数	0	1	2
療養介護	利用者数	4	4	4
短期入所	利用者数	10	10	10
	必要量(日)	90	90	90

(2) 見込み量確保のための方策

事業者への積極的な情報提供と新規事業者の参入を促進しサービス量の確保に努めます。また、一定の工賃支給ができる福祉的就労の場が不足していることから、業務上必要となる物品や役務を障がい福祉サービス事業者から調達する等官公需の推進に取り組めます。

【参考：日中活動系サービス】

- * 生活介護：日中、介護が必要な人に食事・入浴・排泄の介助や、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
- * 自立訓練(機能訓練・生活訓練)：自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、定められた期間、身体能力や生活能力向上のために必要な訓練を行います。
- * 就労移行支援：一般企業などへの就労を希望する人に、定められた期間、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。
- * 就労継続支援(A型・B型)：一般企業などへの就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。
- * 就労定着支援(新規)：一般就労へ移行した人の生活面の課題に対応できるよう、相談や関係機関との連絡調整等、課題解決に必要な支援を行います。
- * 療養介護：医療と常に介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護を行います。
- * 短期入所：介護者が病気の場合などに夜間も含め施設で入浴、排泄、食事の介護などを行います。

4 居住系サービス

(1) 必要な量の見込み

第4期計画の見込み量と実績値について、おおむね計画どおり進んでいます。入所施設や精神科病院からの地域移行者及び特別支援学校卒業生でサービス利用が見込まれる量を見込みました。

《第4期計画の見込み量と実績(月間量)》

サービス名		27年度		28年度		29年度	
		見込	実績	見込	実績	見込	実績 (見込)
共同生活援助	利用者数	15	12	16	12	17	14
	必要量(日)	430	360	460	357	490	376
施設入所支援	利用者数	28	30	28	30	26	30
	必要量(日)	850	819	820	849	790	854

※実績は各年度の平均

《第5期計画の見込み量(月間量)》

サービス名		30年度	31年度	32年度
自立生活援助 (新規)	利用者数	0	1	1
共同生活援助	利用者数	14	15	16
施設入所支援	利用者数	30	30	30

【参考：居住系サービス】

- * 自立生活援助(新規)：施設やグループホーム等から地域で一人暮らしをする方に対して、定期的な訪問や必要な助言、医療機関等との連絡調整等を行います。
- * 共同生活援助：夜間や休日に共同生活を営む住居で、相談その他日常生活の援助を行います。
- * 施設入所支援：施設入所者に対して主に夜間に入浴、排泄、食事の介護などを行います。

(2) 見込み量確保のための方策

本町には現在のところ共同生活援助の施設はありません。今後、入所施設や精神科病院からの地域移行を進めるため、サービス事業者の育成を図りながら、公営住宅や遊休施設を活用し、共同生活援助等の施設整備を促進します。また、新たなサービスである「自立生活援助」が開始されることから、事業所への適切な情報提供を行いながら、必要な実施体制の確保に努めます。

5 相談支援

(1) 必要な量の見込み

第4期計画の見込み量と実績値について、おおむね計画どおり進んでいます。入所施設や精神科病院からの地域移行者が利用するサービス量を見込みました。

《第4期計画の見込み量と実績(年間量)》

サービス名		27年度		28年度		29年度	
		見込	実績	見込	実績	見込	実績
計画相談支援	利用者数	105	97	107	108	110	103
地域移行支援	利用者数	1	0	1	1	2	1
地域定着支援	利用者数	1	0	1	0	1	0

※実績は各年度の平均

《第5期計画の見込み量(年間量)》

サービス名		30年度	31年度	32年度
計画相談支援	利用者数	110	111	112
地域移行支援	利用者数	1	1	2
地域定着支援	利用者数	1	1	1

【参考：相談支援】

- * 計画相談支援：サービス支給決定又は変更前にサービス等利用計画(案)を作成し、支給決定後はサービス事業者との連絡調整、サービス利用計画を作成します。
- * 地域移行支援：施設入所や精神科病院等に入院している障がい者に対し、住居の確保その他の地域で生活できるよう相談等の支援を行います。
- * 地域定着支援：入所施設や精神科病院から退所、退院し地域で生活している障がい者に対し、常時の連絡体制を確保し、相談等の支援を行います。

(2) 見込み量確保のための方策

サービス利用者や、入所施設、病院等から地域移行する人の状況等を把握し、サービス等利用計画の作成を促進させるために関係機関との連携を図り対応していきます。

6 障害児通所支援等の見込み量

(1) 必要な量の見込み

児童福祉法の改正に伴い、市町村障害児福祉計画の策定が義務付けられました。サービス見込み量の算定にあたっては、平成 27 年度から平成 29 年度における利用実績等を勘案し、障がいのある子どもにとって必要な療育が受けられるようサービス見込み量を設定し、障がい児支援の提供体制の確保に努めます。

《第 4 期計画の利用実績(月間量)》

サービス名		27 年度	28 年度	29 年度
		実績	実績	実績(見込)
児童発達支援	利用者数	1	1	2
	必要量(日)	5	1	5
医療型児童発達支援	利用者数	0	0	0
	必要量(日)	0	0	0
放課後等デイサービス	利用者数	13	20	18
	必要量(日)	88	116	111
保育所等訪問支援	利用者数	1	2	3
	必要量(日)	2	2	2
障害児相談支援	利用者数	4	5	4

※実績は各年度の平均

《第 1 期障がい児福祉計画の見込み量(月間量)》

サービス名		30 年度	31 年度	32 年度
児童発達支援	利用者数	2	3	4
	必要量(日)	5	10	15
医療型児童発達支援	利用者数	0	0	0
	必要量(日)	0	0	0
放課後等デイサービス	利用者数	20	21	22
	必要量(日)	120	125	130

保育所等訪問支援	利用者数	3	3	3
	必要量(日)	3	3	3
居宅訪問型児童発達支援(新規)	利用者数	0	0	0
	必要量(日)	0	0	0
障害児相談支援	利用者数(年)	20	21	22
医療的ケア児支援調整コーディネーターの配置(新規)	配置人数	0	0	1

(2) 見込み量確保のための方策

本町には現在のところ障がい児通所支援のサービス事業者がいないことから、二戸圏域内の障がい児支援に関わる機関と連携を図りながら、本人及びその家族のニーズに応じた専門的な療育が受けられるよう、サービスの確保と提供に努めます。

【参考：障害児通所支援等】

- * 児童発達支援：就学前の障がいのある子どもに、日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を行います。
- * 医療型児童発達支援：障がいのある子どもに、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練等に加え、治療を行います。
- * 放課後等デイサービス：就学している障がい児について、授業の終了後または夏休みなどの長期休暇中において、生活能力向上のための訓練やその他必要な支援を行います。
- * 保育所等訪問支援：保育所・幼稚園・小学校等に通う障がい児について、当該施設を訪問し、当該施設における障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。
- * 居宅訪問型児童発達支援(新規)：重度の障がい等により外出することが困難な障がい児に、居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。
- * 障害児相談支援：障がい児通所支援を利用する子どもに、障がい児支援利用計画案を作成するとともに、一定期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。

第5章 地域生活支援事業の見込み量及び確保方策

1 実施する事業の内容

障がいのある人が地域で安心して自立生活を送れるよう、町が実施主体となり次の事業を行っていきます。

		種 類	内 容
地 域 生 活 支 援 事 業	必 須 事 業	①理解促進研修・啓発事業	地域住民に対し、障がい者に対する理解を深めるための研修・啓発事業の実施
		②自発的活動支援事業	障がい者等が自発的に行う活動に対する支援を行います。
		③相談支援事業	障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行います。
		④成年後見制度利用支援事業	知的障がい者及び精神障がい者に対し、成年後見制度の利用を支援します。
		⑤成年後見制度法人後見支援事業	法人後見の活動を支援します。
		⑥意思疎通支援事業	手話通訳者、要約筆記者を派遣する事業及び設置する事業を行います。
		⑦日常生活用具給付等事業	重度障がい者に対し、自立支援用具等の日常生活用具を給付、貸与します
		⑧手話奉仕員養成研修事業	手話奉仕員を養成し研修を行います。
		⑨移動支援事業	野外での移動が困難である方に、外出のための支援を行います。
		⑩地域活動支援センター事業	施設において創作的活動、生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進を行います
	任 意 事 業	・ 日中一時支援事業	日中において一時的に見守り等の支援が必要な方に、日中の活動の場を提供します。
		・ 社会参加促進事業	自動車改造費や自動車運転免許取得費の一部助成を行います。

2 地域生活支援事業の見込み量及び確保のための方策

(1) 第4期計画の実績

サービス名	単位	27年度		28年度		29年度	
		見込	実績	見込	実績	見込	実績 (見込)
(1) 相談支援事業							
① 障害者相談支援事業							
基幹相談支援センター	か所	1	1	1	1	1	1
② 基幹相談支援センター等機能強化事業	か所	1	1	1	1	1	1
③ 成年後見制度利用支援事業	人	1	0	1	0	1	0
(2) コミュニケーション支援事業							
① 手話通訳者派遣事業	人	1	0	1	0	1	0
(3) 日常生活用具給付事業							
① 介護・訓練支援用具	件	1	0	1	0	1	0
② 自立生活支援用具	件	1	0	1	0	1	0
③ 在宅療養等支援用具	件	2	2	2	2	2	4
④ 情報・意思疎通支援用具	件	2	1	2	2	2	2
⑤ 排泄管理支援用具	件	200	161	200	157	200	160
⑥ 居宅生活動作補助用具	件	1	0	1	1	1	0
(4) 移動支援事業							
① 移動支援事業実利用見込者数	人	1	0	1	0	1	1
② 延べ利用見込み時間数	時間	36	0	36	0	36	50
(5) 地域活動支援センター							
① 地域活動支援センター基礎的事業	か所	1	1	1	1	1	1
② 利用見込み者数	人	15	10	16	11	17	12
(6) その他の事業							
① 日中一時支援事業	人	1	4	1	5	1	6
② 社会参加促進事業	件	1	0	1	0	1	0

(2) 第5期計画の見込み(年間量)

サービス名	単位	30年度	31年度	32年度
(1) 理解促進研修・啓発事業 (実施の有無)		無	無	無
(2) 自発的活動支援事業 (実施の有無)		無	無	無
(3) 相談支援事業				
① 障害者相談支援事業				
基幹相談支援センター	か所	1	1	1
②基幹相談支援センター等 機能強化事業(実施の有無)		有	有	有
③住宅入居等支援事業 (実施の有無)		無	無	無
(4) 成年後見制度利用支援事業	人	1	1	1
(5) 成年後見制度法人後見支援事業 (実施の有無)		有	有	有
(6) 意志疎通支援事業				
①手話通訳者・要約筆記者派遣事業	人	0	0	0
②手話通訳者設置事業	人	0	0	0
(7) 日常生活用具給付事業				
① 介護・訓練支援用具	件	1	1	1
② 自立生活支援用具	件	1	1	1
③ 在宅療養等支援用具	件	2	2	2
④ 情報・意思疎通支援用具	件	2	2	2
⑤ 排泄管理支援用具	件	180	180	180
⑥ 居宅生活動作補助用具	件	1	1	1
(8) 移動支援事業				
① 移動支援事業実利用見込者数	人	1	1	1
② 延べ利用見込み時間数	時間	50	50	50

(9) 地域活動支援センター				
① 地域活動支援センター基礎的 事業	か所	1	1	1
② 利用見込み者数	人	10	10	10
(10) その他の事業				
① 日中一時支援事業	人	6	6	6
② 社会参加促進事業	件	1	1	1

(3) 実施に関する考え方及び見込み量確保のための方策

①理解促進研修・啓発事業及び②自発的活動支援事業については、利用者等のニーズを把握し、事業の実施について検討していきます。

③相談支援事業

ア. 障害者相談支援事業（障がい者からの相談に応じ、必要な情報提供・助言・障がい福祉サービスの利用支援、虐待の防止等必要な援助を行う。）

イ. 基幹相談支援センター（専門的職員の配置や地域の相談支援事業者に対する指導助言を行う。）

ウ. 住宅入居等支援事業（一般住宅への入居に当たって支援が必要な障がい者等に対し、入居契約手続き支援等を行う。）

【見込み量確保のための方策】

二戸圏域では二戸地域自立支援協議会を設置し、関係機関との連携強化を図るとともに相談支援の在り方を検討していきます。また、委託相談事業を二戸圏域市町村共同で運営し、障がいの種別に応じた専門的な相談員を配置することで、相談支援体制の強化を図ります。

④成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用が有効と認められる人に対し、自己決定の尊重と福祉の増進を図るため制度の利用を支援し、必要となる経費の助成を行います。

⑤成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保し、法人後見の活動を支援する。

【見込み量確保のための方策】

二戸圏域では、NPO法人カシオペア権利擁護支援センターが設立されており、関係機関との連携強化を図るとともに活動を安定的に実施するための支援を行います。

⑥意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのために意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に手話通訳者等の派遣を行います。

【見込み量確保のための方策】

第4期計画期間中の実績として、手話通訳社・要約筆記者派遣事業、手話通訳者設置事業のニーズがなく、利用を見込んでいません。

⑦日常生活用具給付等事業

日常生活用具には、「介護・訓練支援用具」「自立生活支援用具」「在宅療養等支援用具」「情報・意思疎通支援用具」「排泄管理支援用具」「居宅生活動作補助用具(住宅改修費)」の6種類があり、障がい者に対し給付または貸与します。

【見込み量確保のための方策】

個々の障がいの状況や必要性に応じて、サービスを提供し、重度障がいのある人の日常生活上の利便を図ります。

⑧移動支援事業

屋外での移動が困難な方に対し、外出時の移動の支援を行います。第4期計画期間中の実績から、サービス利用の増加が見込まれます。今後も社会参加の促進を図るため、移動支援サービスを提供する事業所を確保し、障がいのある人の移動支援を行います。

⑨地域活動支援センター

創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与できるよう、地域活動支援センター事業を行います。

【見込み量確保のための方策】

地域活動支援センターが安定的に運営できるよう必要な支援を行います。

⑩その他の事業

その他の事業については、次に掲げる事業を行い、見込み量の確保に努めます。

ア. 日中一時支援事業

障がい者等の日中における活動の場の確保と、障がい者等を介護している者が疾病などの理由で介護できない場合、施設での介護が必要な障がい者等に日中の間施設での介護等の供与を行います。

イ. 社会参加促進事業

自動車改造助成事業、自動車運転免許取得事業を実施し、障がいのある人の社会参加を促進します。

第6章 計画の推進体制

1 庁内の推進体制

本計画の推進にあたっては、障がいのある人の就労支援や地域生活への移行支援など、福祉の分野のみでなく、保健・医療をはじめ人権、雇用、教育、住宅など多様な分野との連携が必要であり、そのため関係各課との連携を図りながら計画を推進します。

2 関係機関等との連携

障がいのある人が地域で暮らしやすい社会を実現するため、地域社会を構成する町民、ボランティア団体、NPO、サービス提供事業者、企業、社会福祉協議会および行政などが協働の視点に立ち、それぞれの役割を果たすとともに、相互連携を図りながら計画を推進します。

さらに、障がい福祉サービスの提供、就労支援にあたっては、圏域自治体を含めた広域的な調整とネットワーク化が必要であり、二戸地域自立支援協議会を活用、連携しながら計画を推進します。

3 計画の進行管理

本計画の進行状況の管理及び実施状況の点検評価については、二戸地域自立支援協議会において、事業の実施状況並びに進捗状況を確認、評価・今後の対策を講じていきます。

計画の進捗状況に応じて、計画自体の見直しや予算編成・事業実施への反映も見据えた利用者の視点に立った点検・評価も併せて行い、計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Action）のサイクル（PDCAサイクル）を確立させることを目標とします。

